

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）	1
二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）	29

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別管理一般廃棄物）</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>（第二条第三項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（<u>第二条並びに</u>第二条の四第五号チ（6）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>五 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、<u>第三号並びに</u>第二条の四第五号チ（6）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>六 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（<u>第二条の四第五号ヌ（25）、第八号及び</u>第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>七 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、<u>第二条の四第五号ヌ（25）、第八号及び</u>第十一号に掲げるものを除く。）</p>	<p>（特別管理一般廃棄物）</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>（第二条第三項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（<u>第二条並びに</u>第二条の四第五号ワ、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>五 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、<u>第三号並びに</u>第二条の四第五号ワ、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>六 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（<u>第二条の四第五号ン、第八号及び</u>第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>七 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、<u>第二条の四第五号ン、第八号及び</u>第十一号に掲げるものを除く。）</p>

八 (略)

(特別管理産業廃棄物)

第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ)。

イ〜ハ (略)

ト 第二条第十二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじんであつて集じん施設によつて集められたものを除く。次号、第七号及び第九号、第三条第三号並びに別表第一を除き、以下「ばいじん」という。)であつて次に掲げるもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該ばいじんを処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(1) ばいじん(国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつて、水銀又はその化合物を含むもの

(2) ばいじん(国内において生じたものにあつては、別表第三の三の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつて、一・四―ジオキサンを含むもの

チ 次に掲げるばいじん又は燃え殻(環境省令で定める基準に

八 (略)

(特別管理産業廃棄物)

第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ)。

イ〜ハ (略)

ト 第二条第十二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじんであつて集じん施設によつて集められたものを除く。次号、第七号、第九号、第三条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじん」という。)(国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつて水銀又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該ばいじんを処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

チ ばいじん(国内において生じたものにあつては、別表第三

適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するた
めに処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないもの
に限る。)

(1) ばいじん(国内において生じたものにあつては、第七条
第八号又は別表第三の四の項に掲げる施設において生じた
ものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあ
つては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。)
であつて、カドミウム又はその化合物を含むもの

(2) ばいじん(国内において生じたものにあつては、第七条
第八号又は別表第三の五の項に掲げる施設において生じた
ものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあ
つては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。)
であつて、鉛又はその化合物を含むもの

(3) ばいじん(国内において生じたものにあつては、第七条
第八号若しくは第十三号の二又は別表第三の六の項に掲げ
る施設において生じたものに限る。)又は燃え殻(国内に
おいて生じたものにあつては、これらの号に掲げる施設に
おいて生じたものに限る。)であつて、六価クロム化合物
を含むもの

(4) ばいじん(国内において生じたものにあつては、第七条
第十三号の二又は別表第三の七の項に掲げる施設において
生じたものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたもの
にあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限
る。)であつて、砒素又はその化合物を含むもの

(5) ばいじん(国内において生じたものにあつては、第七条

の三の項又は四の項に掲げる施設において生じたものに限る
。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同表
の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつ
てカドミウム又はその化合物を含むもの(環境省令で定める
基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分
するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しな
いものに限る。)

第八号又は別表第三の八の項に掲げる施設において生じたものに限り。又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限り。）であつて、セレン又はその化合物を含むもの

(6) ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の九の項又は一〇の項に掲げる施設において生じたものに限り。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一〇の項に掲げる施設において生じたものに限り。）であつて、ダイオキシン類を含むもの

リ
次に掲げる廃油及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）

(1) 廃溶剤（トリクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたものに限り。）

(2) 廃溶剤（テトラクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限り。）

(3) 廃溶剤（ジクロロメタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたものに限り。）

(4) 廃溶剤（四塩化炭素に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものに限り。）

リ
ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の五の項又は六の項に掲げる施設において生じたものに限り。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の六の項に掲げる施設において生じたものに限り。）であつて鉛又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）

- ヌ
- (5) 廃溶剤（一・二―ジクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (6) 廃溶剤（一・一―ジクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (7) 廃溶剤（シス―一・二―ジクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一七の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (8) 廃溶剤（一・一―トリクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (9) 廃溶剤（一・一・二―トリクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (10) 廃溶剤（一・三―ジクロロプロペンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (11) 廃溶剤（ベンゼンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (12) 廃溶剤（一・四―ジオキサンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- 次に掲げる汚泥、廃酸又は廃アルカリ（環境省令で定める

ヌ ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三

基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(1) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、水銀又はその化合物を含むもの

(2) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、カドミウム又はその化合物を含むもの

(3) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、鉛又はその化合物を含むもの

(4) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、有機燐化合物を含むもの

(5) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、六価クロム化合物を含むもの

(6) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場に

の七の項又は八の項に掲げる施設において生じたものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同表の八の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつて六価クロム化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

-
- （7） 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、シアン化合物を含むもの
- （8） 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、ポリ塩化ビフェニルを含むもの
- （9） 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、トリクロロエチレンを含むもの
- （10） 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、テトラクロロエチレンを含むもの
- （11） 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、ジクロロメタンを含むもの
- （12） 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、四塩化炭素を含むもの
-

-
- (13) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、一・二―ジクロロエタンを含むもの
- (14) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、一・一―ジクロロエチレンを含むもの
- (15) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、シス―一・二―ジクロロエチレンを含むもの
- (16) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、一・一―トリクロロエタンを含むもの
- (17) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、一・一・二―トリクロロエタンを含むもの
- (18) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、一・三―ジクロロプロペンを含むもの
-

- (19) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）を含むもの
- (20) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―s―トリアジン（以下「シマジン」という。）を含むもの
- (21) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、S―四―クロロベンジル \parallel N・N―ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）を含むもの
- (22) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、ベンゼンを含むもの
- (23) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、セレン又はその化合物を含むもの
- (24) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四六の項に掲げる工場又は事業場に

において生じたものに限る。)であつて、一・四―ジオキサ
ンを含むもの

(25) 汚泥(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴
つて生じたものを除く。)、廃酸又は廃アルカリ(国内に
おいて生じたものにあつては、別表第三の四七の項に掲げ
る工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて
、ダイオキシン類を含むもの

ル ばいじん(国内において生じたものにあつては、別表第三
の九の項又は一〇の項に掲げる施設において生じたものに限
る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同
表の一〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。)で
あつて砒素又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基
準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分す
るために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しない
ものに限る。)

ヲ ばいじん(国内において生じたものにあつては、別表第三
の一の項又は一二の項に掲げる施設において生じたものに
限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、
同表の一二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)
であつてセレン又はその化合物を含むもの(環境省令で定め
る基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処
分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合し
ないものに限る。)

ワ ばいじん(国内において生じたものにあつては、別表第三
の一三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに

限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつてダイオキシン類を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

カ 廃油(廃溶剤(トリクロロエチレンに限る。)に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一五の項に掲げる施設において生じたものに限る。)及び当該廃油を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

コ 廃油(廃溶剤(テトラクロロエチレンに限る。)に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一六の項に掲げる施設において生じたものに限る。)及び当該廃油を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ク 廃油(廃溶剤(ジクロロメタンに限る。)に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一七の項に掲げる施設において生じたものに限る。)及び当該廃油を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ケ 廃油(廃溶剤(四塩化炭素に限る。)に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一八の項に掲げる施設において生じたものに限る。)及び当該廃油を処分

するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ソ 廃油（廃溶剤（一・二―ジクロロエタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ツ 廃油（廃溶剤（一・一―ジクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ネ 廃油（廃溶剤（シス―一・二―ジクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ナ 廃油（廃溶剤（一・一・一―トリクロロエタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ラ 廃油（廃溶剤（一・一・二―トリクロロエタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

㍄ 廃油（廃溶剤（一・三―ジクロロプロペンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ウ 廃油（廃溶剤（ベンゼンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

㍈ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ノ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてカドミウム又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

オ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあ

つては、別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて鉛又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ク 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて有機燐化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ヤ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて六価クロム化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

マ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて砒素又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ケ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において

て生じたものに限る。)であつてシアン化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

フ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてポリ塩化ビフェニルを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

コ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてトリクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

エ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてテトラクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

テ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてジクロロメタンを含むもの

(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ア 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて四塩化炭素を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

カ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて一・二―ジクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

キ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて一・一―ジクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ク 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてシス―一・二―ジクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないもの

に限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

メ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて一・一・一・トリクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ミ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて一・一・二・トリクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

シ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて一・三・ジクロロプロペンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

エ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてテトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃

棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ヒ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―ス―トリアジン（以下「シマジン」という。）を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

モ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてS―四―クロロベンジルⅡN・N―ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

セ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてベンゼンを含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ス 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四八の項に掲げる工場又は事業場におい

六 (略)

七 別表第三の一〇の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたばいじん(集じん施設によつて集められたものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。)又は燃え殻(これらに含まれるダイオキシン類の量がダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項の環境省令で定める基準を超えるものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

八 別表第三の一〇の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第二十五号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてダイオキシン類を含むもの(環

て生じたものに限る。)であつてセレン又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

汚泥(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除く。)、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてダイオキシン類を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

六 (略)

七 別表第三の一四の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたばいじん(集じん施設によつて集められたものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。)又は燃え殻(これらに含まれるダイオキシン類の量がダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項の環境省令で定める基準を超えるものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

八 別表第三の一四の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第二十五号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてダイオキシン類を含むもの(環

境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

九〇十一 (略)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ(ルに規定する場合にあつては、(1)を除く。)及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ・ロ (略)

ハ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所(次に掲げる産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な産業廃棄物の処分の場所)であることの表示がなされている場所で行うこと。

(1) (略)

(2) 燃え殻又はばいじん(第六条の五第一項第三号イ(2)に規定するものを除く。)であつて、別表第四の二の項から七の項までの第四欄に掲げる物質を含むもの(環境省令で定

境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

九〇十一 (略)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ(ルに規定する場合にあつては、(1)を除く。)及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ・ロ (略)

ハ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所(次に掲げる産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な産業廃棄物の処分の場所)であることの表示がなされている場所で行うこと。

(1) (略)

(2) 燃え殻又はばいじん(第六条の五第一項第三号イ(2)に規定するものを除く。)であつて、別表第四の二の項から六の項までの第四欄に掲げる物質を含むもの(環境省令で定

める基準に適合しないものに限る。)及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(3) (5) (略)

ニヌヌ (略)

ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、ハからホまで及びタによるほか、第三条第三号ヲ(同号イからホまでに係る部分を除く。)の規定の例によること。

ヲレ (略)

ソ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項まで及び二四の項の下欄に掲げる物質を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第六条の五第一項第三号ツに規定するものを除く。)又は当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする。

ツウ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。))及び第二条の四第六号から第八号ま

める基準に適合しないものに限る。)及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(3) (5) (略)

ニヌヌ (略)

ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、ハからホまで及びヨによるほか、第三条第三号ヲ(同号イからホまでに係る部分を除く。)の規定の例によること。

ヲレ (略)

ソ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項までの下欄に掲げる物質を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第六条の五第一項第三号ツに規定するものを除く。)又は当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする。

ツウ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。))及び第二条の四第六号から第八号ま

で掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イ(1)に限る。)、ニ及びホ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

イ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所(次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所)であることの表示がなされている場所で行うこと。

(1) (略)

(2) 燃え殻又はばいじんであつて、別表第四の二の項から七の項までの第四欄に掲げる物質を含むもの(国内において生じた燃え殻又はばいじんにあつては、同表の二の項から七の項までの第二欄に掲げる施設において生じた燃え殻又はこれらの項の第二欄若しくは第三欄に掲げる施設において生じたばいじんであつて、それぞれこれらの項の第四欄に掲げる物質を含むものに限る。)(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(3) (略)

ロ・ハ (略)

ニ 第二条の四第一号に掲げる廃油及び同条第五号リ(1)から(12)までに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一

で掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イ(1)に限る。)、ニ及びホ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

イ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所(次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所)であることの表示がなされている場所で行うこと。

(1) (略)

(2) 燃え殻又はばいじんであつて、別表第四の二の項から六の項までの第四欄に掲げる物質を含むもの(国内において生じた燃え殻又はばいじんにあつては、同表の二の項から六の項までの第二欄に掲げる施設において生じた燃え殻又はこれらの項の第二欄若しくは第三欄に掲げる施設において生じたばいじんであつて、それぞれこれらの項の第四欄に掲げる物質を含むものに限る。)(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(3) (略)

ロ・ハ (略)

ニ 第二条の四第一号に掲げる廃油及び同条第五号カからウまでに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項

項第三号子の規定の例によること。

ホ〜レ (略)

ソ 第二条の四第五号子(6)に掲げる廃棄物(別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたものを除く。)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。

ツ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の下欄に掲げる物質を含むもの(国内において生じた汚泥にあつては、同表の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥であつてそれぞれこれらの項の下欄に掲げる物質を含むもの並びに指定下水汚泥であつて同表の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の下欄に掲げる物質を含むものに限る。) (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。) 又は当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。

ネ (略)

四 (略)

2 (略)

別表第三(第二条の四関係)

一・二

(略)

第三号子の規定の例によること。

ホ〜レ (略)

ソ 第二条の四第五号ワに掲げる廃棄物(別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものを除く。)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。

ツ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項まで及び二四の項の下欄に掲げる物質を含むもの(国内において生じた汚泥にあつては、同表の九の項から二二の項まで及び二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥であつてそれぞれこれらの項の下欄に掲げる物質を含むもの並びに指定下水汚泥であつて同表の九の項から二二の項まで及び二四の項の下欄に掲げる物質を含むものに限る。) (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。) 又は当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。

ネ (略)

四 (略)

2 (略)

別表第三(第二条の四関係)

一・二

(略)

(削除)	八	(削除)	七	(削除)	六	(削除)	五	(削除)	四	三
(削除)	(略)	(削除)	(略)	(削除)	(略)	(削除)	(略)	(削除)	(略)	第七條第三号、第五号及び第十三号の二に掲げる施設（第二条の四第五号ト(2)、リ(12)及びヌ(24)に掲げる廃棄物の処分の用に供するものに限る。）

二	二	一〇	九	八	七	六	五	四	三	
第七條第八号に掲げる施設	(略)	第七條第十三号の二に掲げる施設	(略)	第七條第八号及び第十三号の二に掲げる施設	(略)	第七條第八号に掲げる施設	(略)	第七條第八号に掲げる施設	(略)	

九 二一	(略)
三二	水質汚濁防止令別表第一第二十一号ハ、第三十三号イ及びニ、第三十七号チ、第三十八号の二、第四十七号ニ、第五十号、第六十六号の二並びに第七十一号の二イに掲げる施設、廃油の蒸留施設(一・四一)ジオキサンの回収を行うものに限る。(一・四一)ジオキサンによる表面処理施設並びに一・四一ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設
二三 四五	(略)
四六	別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設(汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。)を有する工場又は事業場
四七	別表第五の二五の項の中欄に掲げる施設(汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。)を有する工場又は事業場

別表第三の三(第六条、第七条関係)
一〇三二二(略)

一三 二五	(略)
二六 四八	(略)
四九	別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設(汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。)を有する工場又は事業場

別表第三の三(第六条、第七条関係)
一〇三二二(略)

別表第四（第六条の五関係）

七	六	五	四	三	二	一
別表第三の二の二の項の下欄に掲げる施設において生じた廃油の焼却施設及び別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有す	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	別表第三の八の項に掲げる施設	別表第三の七の項に掲げる施設	別表第三の六の項に掲げる施設	(略)	別表第三の四の項に掲げる施設	(略)
一・四―ジ オキサン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四（第六条の五関係）

六	五	四	三	二	一
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三の一一の項に掲げる施設	別表第三の九の項に掲げる施設	別表第三の七の項に掲げる施設	(略)	別表第三の三の項に掲げる施設	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

る工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設	
--	--

別表第五（第六条の五関係）

一 二 三	(略)	一・四―ジ オキサン
二 四	水質汚濁防止令別表第一第二十一号ハ、第三十三号イからニまで、リ及びヌ、第三十七号イからハまで、チ及びビタ、第三十八号の二、第四十六号イ、ロ及びビニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十六号の二並びに第七十一号の二イに掲げる施設、廃油の蒸留施設（一・四―ジオキサンの回収を行うものに限る。）、一・四―ジオキサンによる表面処理施設並びに一・四―ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理	

--	--

別表第五（第六条の五関係）

一 二 三	(略)	
	(略)	

二五	
(略)	施設
(略)	
二四	
(略)	
(略)	

改 正 案	現 行
<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第四号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 廃棄物処理令第二条の四第五号チ(6)、第七号及び第十号に掲げる廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。</p> <p>十一～一八 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第四号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 廃棄物処理令第二条の四第五号ワ、第七号及び第十号に掲げる廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。</p> <p>十一～一八 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>